

丸三証券から お送りする書類は

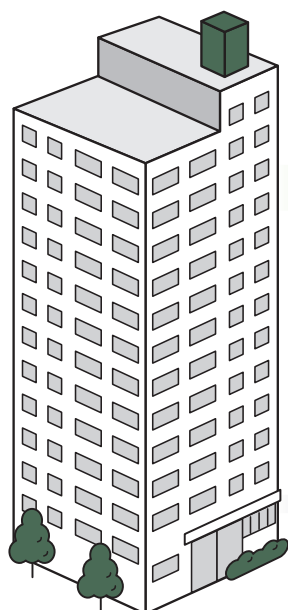


原則 デジタル提供に

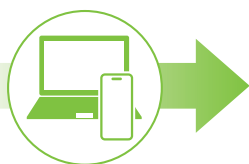
金融商品取引法等の改正により、お客さまへ交付する書面について、原則として、ウェブサイトやメールなどの電子的な方法で提供する（以下、デジタル提供）ことができる制度が始まりました。

これに伴い、当社は、お客さまへ交付する書面について、原則、デジタル提供に移行させていただきます。

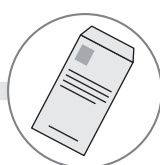
引き続き書面（紙）で受け取りたい場合は、当社へのお申し出手続きが必要となりますので、このご案内資料をご確認ください。



丸三証券



原則、ウェブサイトやメールなどでデジタル提供します。



引き続き、書面（紙）での受取も可能です。
お申し出をお願いします。

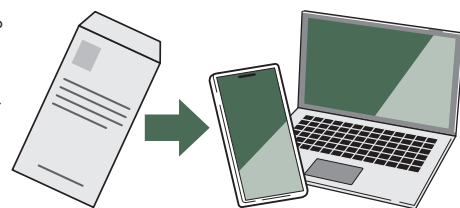
デジタル提供する書面は、「取引報告書」、「取引残高報告書」、「目論見書」、「契約締結前書面」などです。
この資料は、「デジタル提供となる書面の種類」、「デジタル提供する場合の方法」、「紙で受け取りたい場合の申出方法」などのご案内となりますので、内容のご確認をお願いいたします。

丸三証券

MARUSAN

当社は、デジタル提供に移行します

取引報告書などのお客さまへ交付する書面について、原則、デジタル提供します。
デジタル提供する書面は、P.3「電子交付対象書面について」をご参照ください。
※デジタル提供とは、従来の書面(紙)に代えてウェブサイトやメールなどを通じて、
電子的な方法によって交付する方法です。



デジタル提供の方法

- MARUSAN-NETの『取引報告書等の電子交付サービス』(以下、電子交付サービス)
 - メール交付サービス(新たに開始するサービスです。次ページをご参照ください。)
- この2つのサービスにてデジタル提供します。
※電子交付サービスは、『MARUSAN-NET』及び『電子交付サービス』のお申込みが必要です。
「MARUSAN-NET」及び「電子交付サービス」の詳細につきましては、P.4以降をご覧ください。



デジタル提供への移行対象のお客さま

「MARUSAN-NETの電子交付サービス」に未加入の個人のお客さまで。
(※法人および未成年などの一部のお客さまは対象外です。)
対象のお客さまは、お申し込み状況により、以下の通りに分かります。



- ①『MARUSAN-NET』開設済 かつ「電子交付サービス」加入済のお客さま
- ②『MARUSAN-NET』のみ開設済のお客さま(「電子交付サービス」は未加入)
- ③『MARUSAN-NET』未開設のお客さま

①のお客さまは、既にデジタル提供に移行済みのお客さまで。
②・③のお客さまは、『電子交付サービス』が未加入のお客さまで、デジタル提供への移行対象のお客さまとなります。

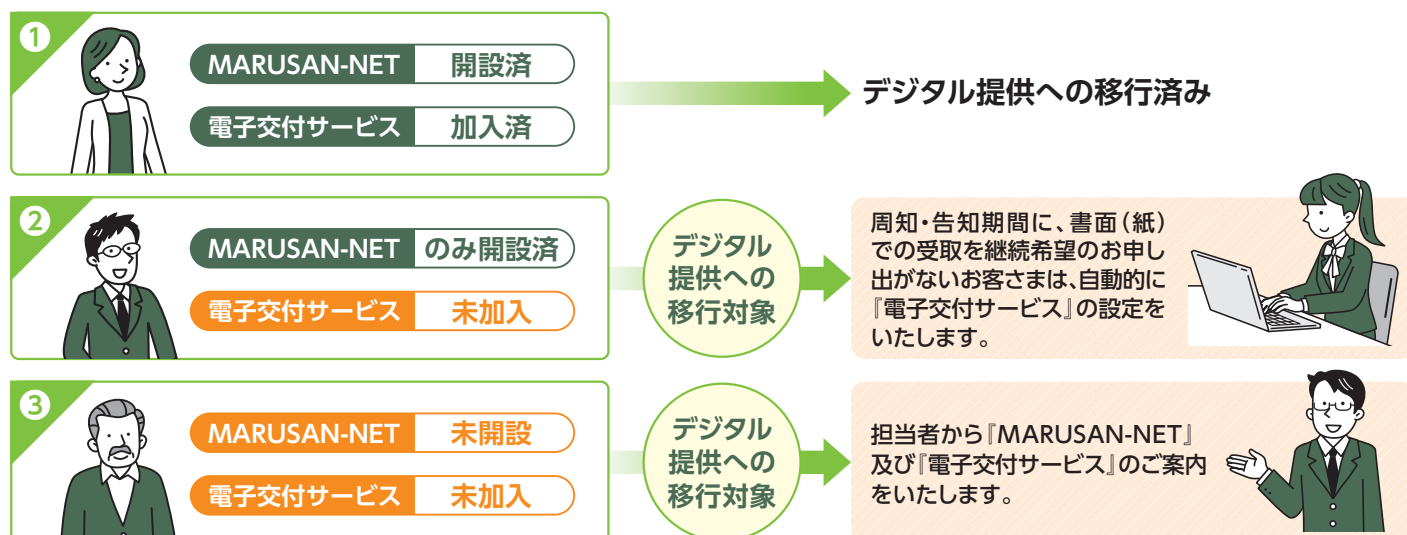
既存のお客さまについて

上記②に該当するお客さまは、**2026年5月**(周知・告知期間経過後)、自動的に「電子交付サービス」を設定いたします。
上記③に該当するお客さまは、担当者から『MARUSAN-NET』及び『電子交付サービス』のご案内をさせていただきます。
デジタル提供への移行に、ご協力をお願いします。

新規のお客さまについて

原則、お口座開設時に告知のうえ、「MARUSAN-NETの電子交付サービス」をお申込みいただきます。

対象書面は、P.3の別紙「電子交付対象書面について」をご覧ください。



周知・告知期間

2026年4月末までを周知・告知期間とします。

書面(紙)での受取を希望される方は、周知・告知期間内にお申し出ください。
周知・告知期間経過後、移行対象の『②』のお客さまは、自動的に「電子交付サービス」を設定いたします。



書面(紙)での受取を継続希望のお客さま

引き続き、書面(紙)で取引報告書などを受け取ることができます。
お手数をおかけしますが、お取引店までその旨をお申し出ください。

周知・告知期間を過ぎてしまいますと、お客さまによっては、一週間程度の時間を要しますので、期間内のお申し出をお願いいたします。

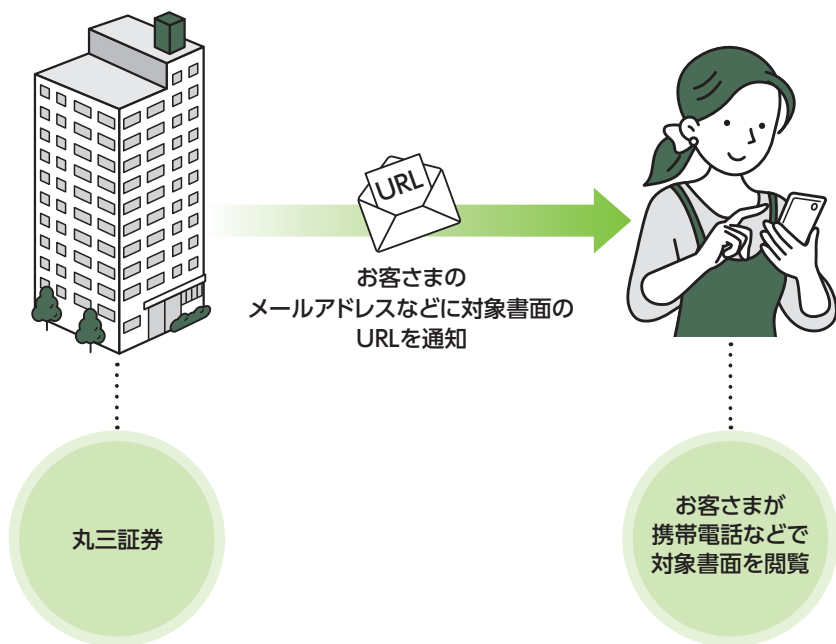


新サービス「メール交付サービス」を開始します

デジタル提供への移行に伴い、デジタル提供する方法として『メール交付サービス』を開始します。お客さまのメールアドレスなどに対象書面のURLを通知し、お客さまが携帯電話などで対象書面を閲覧できるサービスです。

この度の移行対象となる全てのお客さまが利用できるサービスです。

ご利用の際は、事前に、担当者から当社所定事項(メールアドレス又は携帯電話番号)の確認をさせていただきます。デジタル提供にご協力をお願いいたします。



電子交付対象書面について

(1)取引報告書等

MARUSAN-NET

電子交付サービス※1

メール交付サービス

対象外

1.取引報告書等

1	株式取引報告書	9	外国投資信託取引報告書	17	債券先物取引報告書
2	株式募集取引報告書	10	外貨建MMF取引報告書	18	債先オプション取引報告書
3	公社債取引報告書	11	自動けいぞく投資取引報告書	19	国債先物取引品受・品渡報告書
4	公社債募集取引報告書	12	信用(発行日)取引報告書	20	ワラント取引報告書
5	投資信託取引報告書	13	信用取引値洗い報告書	21	株式累積投資売付報告書
6	投資信託募集取引報告書	14	株式先物取引報告書	22	公開買付け株式取引報告書
7	外国株式取引報告書	15	株価指数オプション取引報告書	23	金融型商品取引報告書
8	外国公社債取引報告書	16	株券オプション取引報告書	24	譲渡益税徴収・還付のお知らせ

2.取引残高報告書・年間取引報告書等

1	取引残高報告書	2	特定口座年間取引報告書	3	上場株式等支払通知書
---	---------	---	-------------	---	------------

3.利金、分配金、配当金、償還金等のお知らせ等

1	株式等配当金のお知らせ	6	外証分配金支払案内	11	自動けいぞく投資収益分配金のご案内
2	公社債利金償還金のご案内	7	外国投信償還金支払案内	12	自動けいぞく投資再投資のご案内
3	投資信託分配金のお知らせ	8	外国債券償還予定のお知らせ	13	外貨建MMF再投資のご案内
4	外国証券配当金支払いのお知らせ	9	外国証券株式配当のお知らせ	14	割当株式等のお知らせ
5	外国証券利金支払いのお知らせ	10	信用取引配当落調整金のお知らせ	15	お預かり明細変更のお知らせ

4.その他のお知らせ等

1	NISA口座お手続き完了のお知らせ	5	NISA非課税期間満了預り情報のお知らせ	9	適格請求書
2	NISA口座開設のお知らせ	6	NISA非課税期間満了に伴う移管結果のお知らせ	10	非課税口座廃止通知書
3	NISA口座審査結果のお知らせ	7	NISAに関する信託報酬等の概算額のお知らせ	11	勘定廃止通知書
4	NISA非課税枠ご利用のお知らせ	8	特定口座内保管上場株式等払出通知書	12	

※1 MARUSAN-NETの申込に加え、「取引報告書等の電子交付サービス」のお申込みが必要です。

(2)目論見書 重要情報シート等

MARUSAN-NET

全てのお客さま※1

メール交付サービス

対象※2

1	目論見書	2	目論見書補完書面	3	重要情報シート
---	------	---	----------	---	---------

※1 照会コースを除く。また、メールアドレスの未登録などご利用いただけない場合がございます。

※2 目論見書交付に対応していない商品もございます。また重要情報シートは一部の投資信託のみが対象です。
詳しくはお取引店の担当者までお問合せ下さい。

(3)契約締結前交付書面

MARUSAN-NET

全てのお客さま※1

メール交付サービス

対象※2

※1 上場有価証券等書面が未交付の場合、および IPO注文の抽選参加・購入申込時における新規公開株式の契約締結前交付書面のみ対象

※2 当社が指定するもの。詳しくはお取引店の担当者までお問合せください。

(4)投資信託の運用報告書

MARUSAN-NET

全てのお客さま※1

メール交付サービス

対象外

※1 外国籍の投資信託および外貨MMF、MRF等は対象外。

デジタル提供への移行



Q どうして原則デジタル提供になるの？



- A** この度、お客さまの環境などに応じて必要な情報がわかりやすく提供されるよう、デジタル技術を効果的に活用することを可能とする金融商品取引法の改正が行われました。これをきっかけに、お客さまによりわかりやすく便利な情報提供を行うため、証券業界ではデジタル化に取り組んでまいります。また、環境保全への取り組みとして、紙資源の利用削減や書類の運搬によるCO²排出量削減を進めています。

Q すべての証券会社が原則デジタル提供になるの？

- A** 証券会社により異なります。
当社は、金融商品取引法の改正に伴い、原則、お客さまへの交付書面をデジタル提供します。

Q どうやってデジタル提供されるの？

- A** 取引報告書などの個別書面(契約締結時書面)は、「MARUSAN-NETの取引報告書等の電子交付サービス」で提供します。
他の「目論見書」などは、「MARUSAN-NET」及び「メール交付サービス」で提供します。
詳細は、P.3「電子交付対象書面について」をご確認ください。

Q メールアドレスを丸三証券に知らせていないけど？

- A** デジタル提供にメールアドレスは必須事項です。担当者にメールアドレスをご連絡いただくことで、MARUSAN-NETの開設および電子交付サービスの加入ができます。是非、デジタル提供への移行にご協力をお願いします。

Q もうデジタルで受け取ってるけど？

- A** MARUSAN-NET開設済み 且つ 取引報告書等の電子交付サービスを加入済のお客さまは、特段お手続きはございません。
引き続き、デジタル提供をさせていただきます。

Q これからも紙で受け取りたい！

- A** お手数をおかけしますが、お取引店の担当者までご連絡をお願いいたします。
引き続き、書面(紙)で交付させていただきます。



MARUSAN-NETの各コースのご案内

MARUSAN-NETには、「通常コース」と「閲覧専用コース」がございます。「通常コース」は、ウェブサイト上で取引もできるコースで、すべての機能が利用できます。「閲覧専用コース」は、ウェブサイト上での取引ができないコースで、お預り残高や電子交付書面などの閲覧のみできます。詳細な内容については、担当者にご確認ください。

ご不明な点は、丸三証券へお問い合わせください。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。